



福岡医発第3073号（地）
令和7年2月19日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

今般、令和7年1月31日付け保医発0131第1号厚生労働省保険局医療課長通知をもって「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和6年3月5日保医発0305第11号）の一部が改正され、同年2月1日から適用された旨、別添のとおり日本医師会より通知がありました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和7年1月31日付け保医発0131第2号）の別紙4ページに掲載されている医療機器が区分A3として承認されたこと等によるものです（令和7年2月19日付福岡医発第3074号（地）参照）。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について
（令和7年1月31日付け保医発0131第1号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官）

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会 長 島田昇二郎

日医発第1947号（保険）
令和7年2月14日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
の一部改正について

令和7年1月31日付け保医発0131第1号 厚生労働省保険局医療課長通知をもって「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和6年3月5日保医発0305第11号）の一部が改正され、令和7年2月1日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和7年1月31日付け保医発0131第2号）の別紙4ページに掲載されている医療機器が区分A3として承認されたこと等によるものです（令和7年2月14日付け日医発第1949号（保険）をご参照下さい）。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

(添付資料)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

(令和7年1月31日付け 保医発0131第1号 厚生労働省保険局医療課長、
厚生労働省保険局歯科医療管理官)

保医発 0131 第 1 号
令和 7 年 1 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 2 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号）の一部改正について

別添 1

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号) の一部改正について

- 1 別表 1 の I の「画像診断」の「フロルベタベン (^{18}F) 又はフルテメタモル (^{18}F) 注射剤合成装置」の項を次のように改める。

特定診療報酬 算定医療機器 の区分	定義		その他の条件	対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け				
	類別	一般的名称			
フロルベタベン(18F)、フル テメタモル (18F) 又はフ ロルベタピル (18F) 注 射 剤 合 成 装 置	機 械 器 具 (10) 放 射 性 物 質 診 療 用 器 具	放 射 性 医 薬 品 合 成 設 備	効能又は効果としてアルツハイ マー病による軽 度認知障害及び 軽度の認知症の 進行抑制を有す る医薬品の投与 の可否を判断す る目的で実施さ れるアミロイド PET に使用する フロルベタベン (18F)、フルテメ タモル(18F)又は フロルベタピル (18F)注射剤を合 成可能なもの	E101-2	ポジトロン断層撮影 5 アミロイドPET イメージング剤を用 いた場合(一連の検査 につき)
				E101-3	ポジトロン断層・コンピ ューター断層複合撮影 (一連の検査につき) 4 アミロイドPET イメージング剤を用 いた場合(一連の検査 につき)
				E101-4	ポジトロン断層・磁気共 鳴コンピューター断層 複合撮影(一連の検査に つき) 3 アミロイドPET イメージング剤を用 いた場合(一連の検査 につき)

(別添 1 参考)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後						改 正 前					
(別表 1) Ⅰ 医科点数表関係 医学管理等～検査 (略) 画像診断						(別表 1) Ⅰ 医科点数表関係 医学管理等～検査 (略) 画像診断					
特定診療 報酬算定 医療機器 の区分	定義			対応する診療報酬 項目		特定診療 報酬算定 医療機器 の区分	定義			対応する診療報酬 項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の 条件				薬事承認上の位置付け		その他の 条件		
	類別	一般的名称					類別	一般的名称			
フロルベ タベン ⁽¹ <u>8 F)</u> 、 フルテメ タモル ⁽¹⁸ F) <u>又は</u> <u>フロルベ</u> <u>タピル⁽¹⁸</u> <u>F)</u> 注射剤 合成装置	機械器 具 (10)放射 性物質 診療用 器具	放射性医薬 品合成設備	効能又は効 果としてアル ツハイマ ー病による 軽度認知障 害及び軽度 の認知症の 進行抑制を 有する医薬 品の投与の 要否を判断 する目的で 実施される アミロイド PET に使用 するフロル ベタベン ⁽¹	E101 -2	ポジトロン 断層撮影 5 アミロ イドPET イメージン グ剤を用い た場合 (一 連の検査に つき)	フロルベ タベン ⁽¹⁸ F) <u>又は</u> フルテメ タモル ⁽¹⁸ F)注射剤 合成装置	機械器 具 (10)放射 性物質 診療用 器具	放射性医薬 品合成設備	効能又は効 果としてアル ツハイマ ー病による 軽度認知障 害及び軽度 の認知症の 進行抑制を 有する医薬 品の投与の 要否を判断 する目的で 実施される アミロイド PET に使用 するフロル ベタベン ⁽¹⁸	E101 -2	ポジトロン 断層撮影 5 アミロ イドPET イメージン グ剤を用い た場合 (一 連の検査に つき)
					E101 -3				ポジトロン 断層・コン ピューター 断層複合撮 影 (一連の 検査につき) 4 アミロ		E101 -3

			¹⁸ F) <u>フル</u> テメタモル (¹⁸ F) <u>又は</u> <u>フロルベタ</u> <u>ピル</u> (¹⁸ F) 注射剤を合 成可能なも の		イドPET イメージン グ剤を用い た場合（一 連の検査に つき）				F) <u>又は</u> フ ルテメタモ ル(¹⁸ F)注射 剤を合成可 能なもの		イドPET イメージン グ剤を用い た場合（一 連の検査に つき）
				E101 -4	ポジトロン 断層・磁気 共鳴コンピ ューター断 層複合撮影 （一連の検 査につき） 3 アミロ イドPET イメージン グ剤を用い た場合（一 連の検査に つき）					E101 -4	ポジトロン 断層・磁気 共鳴コンピ ューター断 層複合撮影 （一連の検 査につき） 3 アミロ イドPET イメージン グ剤を用い た場合（一 連の検査に つき）
注射～放射線治療 （略） Ⅱ 歯科点数表関係 （略）						注射～放射線治療 （略） Ⅱ 歯科点数表関係 （略）					